|  |  |
| --- | --- |
| 工場の名称 |  |

委　託　契　約　書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下、「甲」という。）と（一社）全国削節工業協会会長（以下「乙」という。）は、「日本農林規格等に関する法律」（昭和２５年法律第１７５号。以下「ＪＡＳ法」という。）に基づいて行われる「煮干魚類の日本農林規格」（平成６年８月９日農林水産省告示第１１３２号）に基づく検査（以下、「ＪＡＳ検査」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（ＪＡＳ検査の依頼）

第１条　甲は、乙に対して、ＪＡＳ法に基づきＪＡＳ検査を依頼するものとし、乙は、依頼を受けて、ＪＡＳ検査に基づく品質の検査を行うものとする。

（ＪＡＳ検査の申請等）

第２条　甲は、乙に対して、ＪＡＳ検査を依頼する場合は、（一社）全国削節工業協会依頼検査規程（以下、「規程」という。）第５条に基づき、依頼検査申請書に必要な試料を添えて提出するものとする。

（検査結果の通知）

第３条　乙は、甲より依頼検査申請書の受理をしたときは、速やかに検査員を検査にあたらせるものとし、検査終了後、規程第８条に基づき、甲に対して結果を通知するものとする。

（手数料等）

第４条　甲は、乙に対して、ＪＡＳ検査を依頼する場合は、規程第１２条により手数料を納入するものとし、また、費用の負担を規程第１３条の定めるところによるものとする。

（契約期間）

第５条　本契約の期間は、契約の日から１年とし、期間満了前に甲乙双方から何等かの意思表示のないときは、さらに１年間を自動的に延長するものとし、以後もまた同様とする。

（契約の解除）

第６条　下記事項が生じたときは、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

１　甲・乙がこの契約の各条項のいずれかに違反したとき。

２　乙が不正その他背任行為をしたとき。

３　甲・乙双方より異議の申し立てがあり、合意に達したとき。

（その他）

第７条　ＪＡＳ検査を実施するにあたり、この契約に基づく以外のことが生じた場合は、甲、乙双方により協議するものとする。

上記契約の証として、本契約書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保存するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委　託　者（甲）　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受　託　者（乙）　　　　　　　　　　　　　　　　印